

Ⅱ—③ 専任教員以外の教員に係る基準

専任教員により、領域ごとに一貫性・統一性を持った科目の編成、運営等が行われることから、専任教員以外の教員については、介護実践と教育との連携を推進する観点から介護現場の職員が教員として活躍できるように、基準を弾力化する。

専任教員以外の教員の資格に係る基準

教授する内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者であること。

[参考] 現行の教員の資格に係る基準

教育内容		教員の資格に係る基準
分野	人間とその生活の理解	担当する科目について相当の学識経験を有する者であること
専門科目	社会福祉概論	大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
	老人福祉論	専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
	障害者福祉論	社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
	社会福祉援助技術	
	社会福祉援助技術演習	
	老人・障害者の心理	・国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。)
	家政学概論	・社会福祉士で5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)
	家政学実習	※家政学概論については、栄養・調理、被服及び住居のすべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。
	リハビリテーション論	原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者
	レクリエーション活動援助法	日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者
	医学一般	原則、内科医師
	精神保健	原則、精神科医師
	介護概論	高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則とし、5年以上実務に従事した者 ※形態別介護技術のうち、点字、手話を担当する教員については、点字通訳者、手話通訳者等としての活動歴を有する者であること。
	介護技術	
形態別介護技術		
介護実習		
介護実習指導	社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)	

Ⅱ—④ 介護教員講習会の見直し

1 目的・受講対象者

専任教員であって領域ごとの科目編成等を行うもの、専任教員であって領域「介護」の科目を教授するもの及び専任教員であって教務に関する主任者になるものは、原則として介護教員講習会の修了を必須とすることに併せた見直しを行う。

見直し案	現 行
<p>【目的】</p> <p>○ <u>介護福祉士の養成に携わる者に対して必要な知識及び技術を修得させ、もって介護教育の内容の充実及び向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>【受講対象者】</p> <p>○ <u>本講習会修了後に、介護福祉士養成施設等において、専任教員であって領域ごとの科目の編成等を行うもの、専任教員であって領域「介護」の科目を教授するもの又は専任教員であって教務に関する主任者となることを予定している者</u></p>	<p>【趣旨】</p> <p>○ 介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する観点から、介護福祉士養成施設において、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は「介護実習指導を教授する専任教員（以下「受講対象専任教員という。）は、基準告示に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者でなければならないこととしたこと。〔通知〕</p>

〔通知〕「介護教員講習会の実施について」（平成13年8月16日社援発第1430号、厚生労働省社会・援護局長通知）

2 内容・実施主体

基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の関連を明確にし、一貫性を持った運営を行うため、講習会の実施主体は、すべての分野のすべての教育を実施しなければならないこととする。

見直し案	現 行
<p>【内容】</p> <p>○ 基準告示の別表に定めるもの以上であること。</p> <p>基準告示 基礎分野:7科目のうち2科目以上で各30時間 計60時間以上 専門基礎分野:4科目計90時間以上 専門分野:7科目150時間以上</p>	<p>【内容】</p> <p>○ 基準告示の別表第1及び別表第2に定めるもの以上であること。[通知]</p> <p>基準告示別表第1 専門分野:7科目150時間以上</p> <p>基準告示別表第2 基礎分野:7科目のうち2科目以上で各30時間 計60時間以上 専門基礎分野:4科目計90時間以上</p>
<p>【実施主体】</p> <p>○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者であること。</p> <p>* 講習会の実施主体は、<u>基礎分野、専門基礎分野及び専門分野のすべての分野13科目300時間以上の教育を実施しなければならない。</u></p>	<p>【実施主体】</p> <p>○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者としたこと。[通知]</p>

[参考] 基準告示別表の見直し案

〔見直し案〕

基準告示別表

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30 計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング 実習指導方法	15 15
	介護教育演習	介護過程の展開方法 コミュニケーション技術	15 15
	研究	研究方法	30
合計			300以上

〔現行〕

基準告示別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング 実習指導方法	15 15
	介護教育演習	介護過程の展開方法 コミュニケーション技術	15 15
	研究	研究方法	30
合計			150以上

基準告示別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合計			150以上

3 教育内容編成主任

基礎分野、専門基礎分野及び専門分野にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を行う者として、教育内容編成主任を新たに位置付ける。

見直し案	現 行
<p>【講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。 	<p>【講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。[通知]
<p>【教育内容編成主任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>介護福祉士養成施設において教務に関する主任者として5年以上の教歴を有する者その他これに準ずる者を基礎分野、専門基礎分野及び専門分野にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を行う教育内容編成主任とするのが望ましい。</u> ○ 教育内容編成主任は、講師と兼務しても差し支えない。 	
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護教員講習会修了証を交付した者の氏名、性別、受講開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出すること。 ○ <u>受講生の出席状況を的確に把握し、出席状況が不良な者については、修了を認めないものとする。</u> ○ <u>講習会の終了後、講習会の実施状況の概要及びその評価を記した実施状況報告書を厚生労働大臣に提出すること。</u> 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護教員講習会修了証を交付した者の氏名、性別、受講開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に送付すること。[通知]

4 科目の履修認定

講習会の実施主体は、原則として、基礎分野及び専門基礎分野に限り、既修得科目の履修認定を行うことができる。

見直し案

【科目の履修認定】

○ 講習会の実施主体は、基礎分野又は専門基礎分野に限り(現行の履修免除の仕組みの下で専門分野の履修が免除される者にあつては、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野)、受講生からの申請に基づき、当該受講生の既習の学習内容を評価し、当該講習会における教育内容に相当すると認められる場合は、当該講習会における履修に替わるものとして認定することができる。

[参考]履修免除対象者の範囲

対 象 者	免 除 の 内 容
大学、大学院若しくは短期大学等又は当該講習会以外の講習会において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると講習会を行う者が認める科目を修めた者	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者(介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。)	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であつて厚生労働大臣が認める者	講習会の課程の全部の履修を免除

Ⅱ一⑤ 福祉系高校の教員に係る基準

福祉系高校の教員については、教育職員免許制度の適用を受けることから

- 養成施設等の教員には必要とされない高等学校の教員免許を有している者しか教員となることができない仕組みとなっていること
- 領域「人間と社会」の必修科目、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の科目は教科「福祉」の中の科目として取り扱われ、教科の種類に対応する教員免許を有している者しか教員となることができない仕組みとなっていること
- 学習指導要領によって、科目名及び当該科目における教育内容が規定されており、具体的な科目編成について各福祉系高校の裁量が働く仕組みとはなっていないこと等を踏まえつつ、養成施設等と同等の水準が担保されるように基準を設定する。

① 専任教員の数に係る基準

福祉系高校の基準案

- 下表に定める数以上の教員を有すること。

学生総定員の区分	教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

養成施設等の基準案

- 下表に定める数以上の専任教員を有すること。

学生総定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

② 領域「人間と社会」の必修科目の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案 (p17~19参照)
<p>○教科「福祉」の免許を有する者であること</p> <p>【選択科目の教員の基準】</p> <p>○ 科目を教授するために必要な教員免許を有する者</p>	<p>【科目編成等を行う専任教員の基準】</p> <p>次のいずれかの条件を満たす者であること。</p> <p>○ <u>介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者</u></p> <p>○ <u>大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、法令の規定に従い、当該教育内容を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</u></p> <p>○ <u>専修学校の専門課程の教員として、当該教育内容を3年以上担当した経験のある者</u></p>

③ 領域「介護」の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案 (p17~19参照)
<p>○ 領域「介護」を教授する教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科「福祉」の免許を有する者 ・ 介護福祉士の資格を取得した者 ・ 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者又は文部科学大臣が別に定める基準を満たす研修の修了者その他その者に準ずる者として文部科学大臣が別に定めるもの <p>〔経過措置〕</p> <p>現に教育している教員については、上記条件のうち、介護福祉士の資格取得に代わり、平成20年4月1日から3年の間に文部科学大臣が別に定める基準を満たす講習会を修了した者その他その者に準ずる者を、領域「介護」の教員としても差し支えない。</p>	<p>【科目編成等を行う専任教員の基準】</p> <p>次のいずれの条件も満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者 ○ 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者 <p>【専任教員であって領域「介護」を教授するものの基準】</p> <p>専任教員の条件を満たす者であって、かつ厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること</p>

④ 領域「こころとからだのしくみ」の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案

養成施設等の基準案 (p17、19参照)

- 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者であること。
- ・ 教科「福祉」の免許を有する者
 - ・ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した者
 - ・ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者又は文部科学大臣が別に定める基準を満たす研修の修了者その他その者に準ずる者として文部科学大臣が別に定めるもの

[経過措置]

現に教育している教員については、上記条件のうち、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得に代わり、平成20年4月1日から3年の間に文部科学大臣が別に定める基準を満たす講習会を修了した者その他その者に準ずる者を、領域「こころとからだのしくみ」の教員としても差し支えない。

【科目編成等を行う専任教員の基準】

- 次のいずれの条件も満たす者であること。
- 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者
 - 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者

⑤ 教務に関する主任者の資格に係る基準

福祉系高校の基準案	養成施設等の基準案 (p17、21参照)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。 ○ 教務に関する主任者は、<u>介護福祉士の養成を行う福祉系高校等における教員又は介護福祉士養成施設における専任教員として3年以上の教歴を有する者</u>であること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>〔経過措置〕 <u>平成21年4月1日から3年間は、介護福祉士の養成を行う福祉系高校等の主幹教諭、指導教諭、学科主任を教務に関する主任者としても差し支えない。</u></p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>専任教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。</u> ○ 教務に関する主任者は、<u>介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が定める者</u>であること。